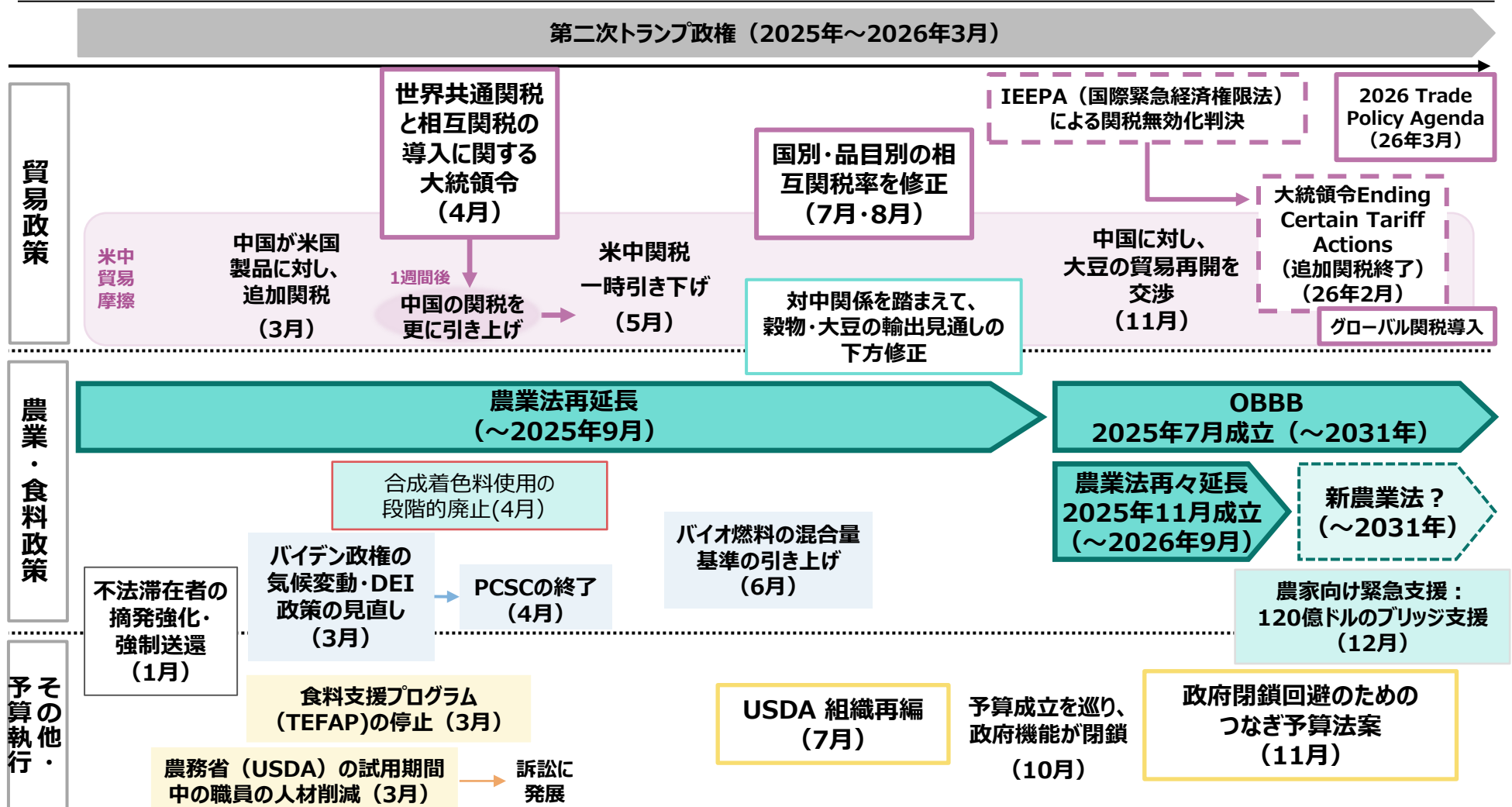


米国における農業・貿易政策の最新動向

2025年度の米国における農業を巡る動向は以下の通り。

米国における政策動向の概観（2026年3月時点）※任期2029年1月まで



米国における貿易関連政策の最新動向

2026年3月時点での貿易関連政策は、各国との関税交渉・自国産品の輸出政策が顕著。

トランプ政権における貿易関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
大統領方針／ 政策スローガン	Make Agriculture Great Again	2025年	<ul style="list-style-type: none"> ■ トランプ政権が掲げる農業・食料分野の旗艦的スローガン。 ■ 米国内の農業従事者支援とともに、輸出拡大・サプライチェーン強靱化を推進。イニシアチブの一環として、USDAは非関税障壁の削減や市場アクセスを確保・拡大する一連の取り組みを発表。米農産品の海外販路を強化し、輸出チャンネルを拡張。ブラジル・タイ・ベトナムなどへ対外市場アクセスを拡大中。
行政政策／ プログラム	輸出促進策	2025年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前トランプ政権では、2018年に農産物貿易促進プログラム（ATP）を創立、輸出促進団体への資金援助や農家・酪農家の新市場開拓への支援を行った。同プログラムは2024年9月に終了。農務省は「米国第一通商政策」の下、引き続き輸出拡大と農村振興を約束、市場環境適応に向けた支援プログラムや研究開発投資、安全・品質規制を進めることを表明。
二国間 通商交渉	日米関税協議	2025年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 7月22日に行われた日米関税協議の合意において、農産品分野では日本が米国産コメ、トウモロコシ、大豆、バイオエタノールなどの輸入拡大を約束。 ■ 特にコメは、日本側の関税引下げは行わず、現行のミニマムアクセス（年間約77万トンの無税輸入枠）の範囲内で米国からの調達を増やす方針。その他の農産品も、日本市場へのアクセス拡大や非関税障壁の撤廃が強調。
	米中貿易協議	2025年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国にとって中国はカナダに次ぐ農産物貿易相手国。 ■ 2025年3月、相互関税の導入に対して、中国は米国産農産物（食肉・小麦・トウモロコシ・大豆、野菜等）への84%の追加関税で対抗。翌月、米国は中国への関税率を更に引き上げることを発表、合計145%の関税を課した。中国は穀物の主要輸出先であるため、国内生産者にとって大きな打撃。 ■ 米国と中国は5月に、相互の関税率を一時的（90日間）引き下げることで合意したと発表。米国は中国に対して課していた追加関税を145%から30%に、中国は米国への追加関税を125%から10%に引き下げ。

米国における貿易関連政策の最新動向

2026年3月時点での貿易関連政策は、各国との関税交渉・自国産品の輸出政策が顕著。

トランプ政権における貿易関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
大統領令	世界共通関税と相互関税の導入に関する大統領令	2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年4月2日に米国への全輸出国にグローバル関税(=共通関税)を10%課すことを発表。また長年の貿易赤字を踏まえ対米貿易黒字の大きい57カ国・地域に相互関税が上乘せされる。貿易相手国の対米貿易黒字をその国の総輸出額で割ってさらに2で割った数字が相互関税の税率となる。 ■ 現時点で、世界各国との関税合意が進んでいるが、交渉が進んでいない国々も多くある。2025年8月7日より全世界で相互関税が発動。
	Ending Certain Tariff Actions	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026年2月20日の最高裁判決を受けて、トランプ政権が IEEPA (International Emergency Economic Powers Act) を根拠に課してきた追加相互関税を全面的に無効化・停止するもの。なお、違憲判決では、世界共通関税について未決である。 ■ 以下の大統領令に基づく追加関税措置が終了 <ul style="list-style-type: none"> • EO 14193：北部国境の違法薬物対策のための関税 • EO 14194：南部国境情勢対応のための関税 • EO 14195：中国の合成オピオイド供給網対策のための関税 • EO 14245：ベネズエラ産原油輸入国への関税 • EO 14257：米国の恒常的貿易赤字是正のための「相互関税」 • EO 14323：ブラジル政府による脅威対応措置 • EO 14329：ロシア政府による脅威対応措置 • EO 14380：キューバ政府による脅威対応措置 • EO 14382：イラン政府による脅威対応措置
大統領法定権限に基づく行政措置	10% Global Tariff	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ IEEPAに基づく追加関税の違法判決を受け、Trade Act of 1974の122条を根拠とし、全ての国からのあらゆる輸入品に対して、一律で10%の関税(10% global tariff)を課すもの。 ■ 150日間の時限的措置であるものの、必要に応じて更新・延長の可能性が示唆されているほか、15%への引き上げも検討されている。

米国における貿易関連政策の最新動向

2026年3月時点での貿易関連政策は、各国との関税交渉・自国産品の輸出政策が顕著。

トランプ政権における貿易関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
行政年次 政策報告書	2026 Trade Policy Agenda	2026年3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ USTR代表のJamieson Greer氏が2026年3月2日に議会へ提出した「President Trump's 2026 Trade Policy Agenda and 2025 Annual Report」に記載されたトランプ政権の2026年における通商政策の最重要課題を示すもの。 ■ 同アジェンダでは、6つの最優先事項が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 相互貿易協定（Agreements on Reciprocal Trade）の新規交渉を継続 ● 現行協定および米国貿易法の強力な執行 ● 重要鉱物と主要産業のサプライチェーン強化 ● USMCA（米・メキシコ・カナダ協定）の義務的レビューの実施 ● 「均衡と相互性（reciprocity & balance）」による対中貿易の構築 ● WTOおよびその他国際フォーラムでの米国の利益推進

米国における農業・食料関連政策の最新動向

2026年3月時点での農業・食料関連政策は、農家等への緊急支援が顕著。

トランプ政権における農業・食料関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
大統領方針／ 政策スローガン	Make America Healthy Again (MAHA)	2025年1月	<ul style="list-style-type: none"> ■ トランプ政権が農業・食料・医療・公衆衛生政策を包括的に掲げるスローガン。健康志向の食料供給・食品規制の強化を行う。 ■ USDAが州単位で「SNAP給付での特定不健康食品購入禁止（ワイバー）」を承認。既に複数州で承認され、さらに追加申請中。 ■ MAHAに係る戦略が2025年9月に発行。
行政政策／ プログラム	特殊作物生産者向け支援 (MASC)	2024年12月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産コストの上昇に悩む特殊作物（果物（生・乾燥）、野菜（豆・キノコ等）、ナッツ等）生産者を支援し、国内市場の拡大を目指すプログラム。 ■ 2024年12月と2025年4月に支払いを実施し、合計額は約22億ドルに及ぶ。
	農作物緊急支援プログラム (ECAP)	2025年3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「2025年アメリカ救援法」に基づき、農業生産者が被る投入コストの増加と農作物価格の下落による影響を軽減するため、2024年度の作付けに対して最大100億ドルを農業者に直接支援する。
	Advancing Markets for Producers (AMP)	2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ バイデン政権下で創設された、農業分野の温室効果ガス削減と気候変動への適応の成果を市場価値に結び付け、農家の収益向上と持続可能な農業の普及を図るプログラム。 ■ トランプ政権に交代後、USDAはPCSCを含む一部の気候関連支出を停止した。後継として、“Advancing Markets for Producers(AMP)”を発表。
	合成着色料規制	2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ FDAとHHSは石油由来の合成着色料について、米国の食品供給から段階的に排除する方針を公表。 ■ 食品添加物規制は原産国を問わず適用されるため、これは米国内生産品だけでなく、日本を含む海外から輸入される加工食品にも影響を及ぼす。

米国における農業・食料関連政策の最新動向

2026年3月時点での農業・食料関連政策は、農家等への金融支援が顕著。

トランプ政権における農業・食料関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
行政政策／ プログラム	小規模農家支援政策 (Farmers First)	2025年5月	<ul style="list-style-type: none"> 2025年5月19日、ロリンズ農務長官は米国で86%を占める小規模の家族経営の農場に対し、申請手続きの簡素化、資金アクセスの改善、農地利用の促進、次世代継承支援、労働改革、リスク管理ツールの提供、教育資源の拡充など10項目の支援政策を公表。
	国家農業安全保障 行動計画	2025年7月	<ul style="list-style-type: none"> 米国農業を国家安全保障の重要な要素と位置づけ、外国勢力による農地取得や技術窃取、サイバー攻撃などの脅威に対処し、食料・農業システムの回復力を強化するための行動計画。 農地の保護、サプライチェーンの強化、栄養セーフティネットの防衛、農業研究の保護、USDAプログラムのアメリカ優先、動植物の健康維持、重要インフラの保護という7分野で具体策を示す。 近年、外国勢力による農業分野への介入や犯罪が増加しており、政府はこれに対し厳格な対応を取る方針である。
	災害支援	2025年7月	<ul style="list-style-type: none"> ハリケーン等による被害を受けた州に対し大規模ブロックグラント（フロリダ州 \$675.9M、ヴァージニア州 \$60.9M等）を交付し施設・作付・マーケット損失を補填。 また、補足災害救援プログラム（SDRP）を発表し、2023年と2024年に自然災害で作物損失を被った農家に対し160億ドルの支援を行う。
	農家向けブリッジ支援	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> USDAは関税や市場混乱の影響を受けた農家を対象に、総額120億ドルの緊急支援（ブリッジ支援）を行うと発表。 貿易摩擦や政策変更によるショックを緩和しつつ、農業構造の再調整を進める意図があると考えられる。

米国における農業・食料関連政策の最新動向

直近では、つなぎ予算の成立や関税措置による影響を受けた農家への追加支援が発表。

トランプ政権における農業・食料関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
議会法	OBBB (One Big Beautiful Bill Act)	2025年7月	<ul style="list-style-type: none"> 米議会の予算調整プロセス（Budget Reconciliation）によって制定された包括的な予算調整法（comprehensive budget reconciliation law）。
	2018年農業法 (Farm Bill) の延長	2025年11月	<ul style="list-style-type: none"> トランプ政権は2018年から再延長が繰り返されていた農業法を再々延長し、中長期的な制度改革を先送りとした。 再々延長は既存の農業法に基づくプログラムの執行を防ぐための暫定的な措置である。
	政府機能閉鎖とつなぎ予算	2025年11月	<ul style="list-style-type: none"> つなぎ予算案が不成立になったことを受けて、2025年10月1日から43日の間、米国の政府機能は閉鎖された。11月に修正案が可決され、その中に農務省への通年資金提供や補助的栄養支援プログラム（SNAP）への資金提供の延長が組み込まれている。
	次期農業法（下院）	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> 2026年2月13日、下院は新たな農業法案「Farm, Food, and National Security Act of 2026」を提出。 OBBBで変更された内容を除き、多くの内容は2024年版下院農業法案と類似している。

米国におけるその他政策の最新動向

移民政策や予算編成等が、農業・食料関連政策や事業環境に間接的影響を与える。

トランプ政権におけるその他関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
大統領令	各種移民政策	2025年1月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移民税関捜査局（ICE）による滞在資格の無い不法移民の一斉摘発により、農業に従事していた労働者が減少。 ■ トランプ大統領は、不法移民取り締まりの影響により農家が影響を受けることは望んでいない一方、ロリンズ農務長官は、不法滞在する移民全員の強制送還に関して農業労働者に対する恩赦はないと述べている。
行政政策／プログラム	農務省（USDA）の予算削減・再編	2025年5月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年5月5日にトランプ政権はUSDAの46億ドルの予算削減案を提出。 ■ USDAの予算要求によると、農業サービス庁（FSA）、天然資源保護局、リスク管理庁（RMA）は600万ドル～8億ドルの予算削減が行われる予定。 ■ また、農務省は、首都ワシントン地域の職員を半数以上削減し、全米各地のオフィスに再配置する。ワシントン地域の職員数は現在の4600人から2000人以下に減少する見通し。 ■ なお、解雇された職員により、賃金・地位回復を主張する訴訟が提起され、連邦裁判所はUSDAの問題点を認めた。
	DEI助成金の削減	2025年6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ USDAの人事・予算方針として、DEI（多様性・公平性・包摂）関連の優遇的支出や人事慣行の見直しを実施。 ■ ロリンズ農務長官はバイデン政権からの方針転換としてDEI活動を「無駄遣い」と断じ、最大で1億4860万ドルを削減すると発表。
	バイオ燃料混合義務引き上げ（EPA新基準）	2025年6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米環境保護庁（EPA）は、2026～2027年の再生可能燃料混合基準案（RFS）を公表。ガソリンまたはディーゼル燃料に、エタノールなどバイオ燃料を一定量混合する義務量を引き上げた。 ■ 米国以外で生産されたバイオ燃料やその原料から生成されるRIN（クレジット）を、米国産のRINの価値の50%とするようRFSの修正を提案。 ■ 国内バイオ燃料原料（トウモロコシ・大豆等）需要の増加が見込まれる。

参考：第1次トランプ政権下での農家向け直接現金支払いの概要

第1次トランプ政権（17年～21年）では、対中貿易摩擦による農家の損失補填を目的として、（Market Facilitation Program（MFP））を導入。18年の支払額は約86億ドル、19年の支払額は144億ドルとなり、総額は約230億に達した。

【支援対象】

- 大豆、トウモロコシ、小麦、綿花、ソルガムなどの主要作物
- 乳製品・豚肉などの畜産物
- 特殊作物（アーモンド、クランベリーなど）

【支援方法】

- 価格・生産量とは直接連動しない形で、作物別の貿易損失額・生産量に基づき算出した作物別、もしくは州別の補助金支払いレートを設定
- 対象生産者に対し、直接の現金支払い（direct payments）を実施

【主要作物別の支払額内訳】※作物別の支払額は公表されていないため、以下に基づいてMURC推計

- 18年：各作物の年間生産量×作物別MFPLレート（実際の支払額は支払上限や畜産物等への配分により記載より減額）
- 19年：①各作物の年間生産量×州別MFPLレートによる各作物の案分比を設定（19年は州別でレートが設定）
②19年の支払はGAO報告により主要作物向けが9割以上であるため、19年支払総額の90%を合計額として①をもとに案分

主要作物別のMFP支払い額（推計値）

(billion dollars)

主要作物	2018年支払額（推計）	2019年支払額（推計）	合計額（推計）
大豆	7.49	7.55	15.04
トウモロコシ	0.14	1.98	2.13
小麦	0.26	0.83	1.09
綿花	0.53	2.59	3.12
合計	8.43	12.96	21.39

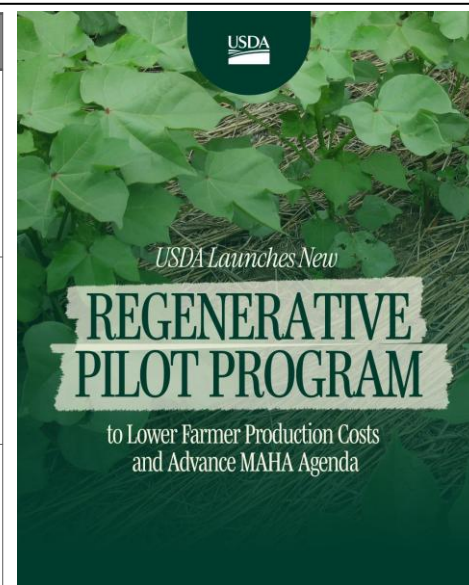
参考：再生型農業推進に向けた「Regenerative Pilot Program」

2025年12月、USDAは再生型農業（Regenerative Agriculture）への支援プログラムを発表。

- 2025年12月、USDAと米国保健福祉省（HHS）は、再生型農業（Regenerative Agriculture^{*1}）の推進を支援するプログラム「Regenerative Pilot Program」を発表した。
 - 2025年9月に発表されたMAHA戦略報告書では、土壌の健全性に関するセクションが含まれており、これを背景とした土壌の健全性回復を推進するための施策である。トランプ大統領は気候変動に対しては否定的な立場ではあるものの、MAHA運動を背景として、同プログラムによって環境保全的な一部の農法は推進される。
- 同プログラム参加者は、3つの要件を満たす必要があり、既存のEQIPやCSPの枠組みを通じて技術的・金銭的支援を提供する。
- 予算は7億ドル（EQIPに4億ドル、CSPに3億ドル）とされているが、EQIP・CSPの予算の25%を本プログラムに割り当てることとされており（USDA NRCS）、イニシアティブ^{*2}の一つとして既存予算の内数で実施されるものと見られる（USDA NRCS）。

Regenerative Pilot Programにおける3つの要件

	概要
農場全体の評価 (Whole Farm Assessment)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農場全体の資源課題を評価し、契約期間終了までに全農場計画（Whole Farm Plan）を策定する必要がある。 ■ 計画は、少なくともNRCS（自然資源保全局）が定める「土壌」と「水資源」に関する基準を満たさなければならない。
主要な取組の実施 (Primary Practices)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な再生型農業取組（Primary Regenerative Management Practices）のリストの中から、少なくとも一つの取組を契約終了までに導入する必要がある。 ■ 追加の取組の実施も目的に応じて支援対象となる場合がある。
土壌健全性診断 (Soil Health Testing)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の初年度と最終年度に土壌健全性を評価し、基準値と変化を記録する必要がある。土壌分析をこれまでに実施している場合、実施していない場合の双方に対して助成金が提供される。



(出所) [USDA NRCS Regenerative Pilot Program](#), [USDA NRCS FY2026 Farmer First Regenerative Pilot Program Frequently Asked Questions](#), [USDA Launches New Regenerative Pilot Program to Lower Farmer Production Costs and Advance MAHA Agenda](#)

(*1) USDAは、再生型農業の定義として、「土壌の健全性、水管理、自然の活力を改善することで天然資源を重視し、アメリカの農業と地域社会の生産性と繁栄を図る保全管理アプローチ」としている。

(*2) EQIPやCSPでは、一般の採択枠とは別に、支援の対象となる保全活動や天然資源を重点的に定めた「イニシアティブ」と呼ばれる枠が用意されている。